

## 松屋友の会【クラブ MG】会則

### 第 1 条 名称等

この会の名称は、松屋友の会【クラブ MG】と称します。本会は、東京都中央区銀座 3-6-1 所在の株式会社松屋友の会が運営します。尚、本会の事務所は、東京都中央区銀座 3-6-1 松屋銀座内におきます。

### 第 2 条 目的

本会は、株式会社松屋をご愛顧下さる日本国内居住の個人のお客様にご入会いただき、会員ご本人様のお買物の便宜と会員相互の親睦をお図りすることを目的とします。

### 第 3 条 会員としての特典

1. 会員は本会が定める特典を受けられるほか、随時、本会が企画する各種催物にもご参加いただけます。
2. 本会が定める特典を受けられる会員は、毎月継続して会費を払い込みいただいた会員ご本人に限ります。

### 第 4 条 入会、会費の積立方法および領収書の発行

1. 本会への入会ご希望の際は、入会申込書へのご記入等本会所定の方法により入会を申し込むとともに、予約金として 1 回分の会費相当額をお積み立ていただき、本会が入会を認めるときに入会及び契約成立といたします。
2. 契約成立とともに、予約金は第 1 回分の会費とし、契約金額から第 1 回分を除いた残高については、次の表に記載されている内容に基づき本会にお払い込みください。尚、積立途中でのコース変更および 1 口の契約金額の変更はできません。

コース名	1 口の契約金額	毎月の会費	積立期間および回数	満期時のお買物カードの額
5 千円	60,000 円	5,000 円	1 ヵ年	65,000 円
1 万円	120,000 円	10,000 円	12 回	130,000 円

- ※1. ご来店にて払い込みの場合は、毎月末までに当月分を松屋友の会窓口にてご入金ください。
- ※2. 預金口座自動振替をご利用の場合は、当月分を翌月 6 日に振り替えさせていただきます。なお、金融機関が休日の場合は翌営業日となります。
3. 自動払込(預金口座自動振替)をご利用の会員が、満期後に引き続き入会を希望し、所定の郵送による手続きを本会が別途定める期日までにを行った場合、初回分の積立金を自動払込(預金口座自動振替)し、本会がその入金を確認したときにご契約成立といたします。
4. 払い込みいただいた会費については、所定の領収書を会費払い込みの都度発行いたします。また、自動払込(預金口座自動振替)による払い込みの場合は、預金通帳または入金明細をもって、領収書に代えさせていただきます。領収書は、お買物カードをお渡りするまで大切に保管をお願いいたします。
5. 金融機関等への預金と異なり、払い込みいただいた会費には、利息は発生いたしません。

### 第 5 条 会則の交付・再交付

1. 本会は、入会申し込みの際に、本会則を書面にて交付します。本会則は契約条件等が記載されたものですので、大切に保管してください。また、本会則は、松屋友の会ホームページにも掲載しております。
2. 本会則を紛失等された場合には、お申し出により所定の手続きを行い、速やかに本会則を再交付いたします。

### 第 6 条 会員証カード・お買物カード

1. 契約成立により会員となられた方には会員証カードをお渡しいたします。会員証カードは積立完納および満期後、所定の手続きにより、商品等とお引き換えができるお買物カードとしてのご利用ができますようになります。解約の際、および商品等とお引き換え後の残高が 0 円となり引き続き本会へのご入会が無い場合は、会員証カードを本会窓口にご返却ください。また、会員証カードは商品等とお引き換えの際、各種特典をお受けになる際並びに各種手続きの際に必要となりますので、盗難・紛失等には十分ご注意の上大切に保管してください。
2. 会員証カードの盗難・紛失等の場合には、お申し出により本会窓口で所定の手続きを行い、ご利用残高(お申し出時点の残高)をチャージした会員証カードを再発行いたします。その場合、再発行 1 件につき 330 円(税込)の手数料を申し受けます。なお、再発行時に旧会員証カードは無効とします。また、会員証カードの紛失または盗難により商品等とお引き換えできるお買物カードの残高を失われた場合には、本会はその責任を負いません。

### 第 7 条 本人確認

新規ご入会については、入会されるご本人が本会窓口にてお手続きいただきます。その際ご本人を証明するもの(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等を総称して、以下「本人確認書類」という)をご提示いただきます。また、その他各種手続きにおいても、本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明する本人確認書類の提示を求めることがあります。また、会員ご本人以外の方が各種手続きをされる場合は、委任状等本会が定める書類を提出いただくとともに、お手続きをされる方を証明するもの(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等)をご提示いただきます。

### 第 8 条 住所変更等の届出

1. 入会の際に届け出た住所、氏名、電話番号、預金口座等についてご変更があった場合は、速やかに本会窓口まで届け出て下さい。この届け出が無い場合は、本会への届け出済の内容に従って本会が発した通知は会員に到達したものとみなします。また、住所等が変更となり、本会に届け出がない場合には、お買物カードとしてのご利用所定手続きができない場合がありますのでご注意ください。
2. 会員は、本会が認めた場合を除き、この契約に基づく権利の譲渡および名義変更を行うことはできません。

### 第 9 条 会費完納とお買物カードとしてのご利用手続き

1. 積立期間満期のご案内については、郵送にてお知らせいたします。なお、ご来店による払い込みの会員、自動払込(預金口座自動振替)の会員への満期のご案内は、それぞれ以下の時期に行います。  
(ア) ご来店による払い込みの会員: 契約金額の積立の完了後  
(イ) 自動払込(預金口座自動振替)の会員: 契約金額の積立の 11 回目の完了後
2. 本会は、本会則による会費完納後、両コースともに契約金額に 1 ヶ月分の会費相当額をボーナス分として加算した額を、会員証カードにチャージし、お買物カードとしてご利用できるようにいたします。
3. お買物カードとしてのご利用手続きは、契約金額の積立完納後 1 ヶ月以内の一定日以後に所定手続き(会員証カード、本人確認書類の提示)により、本会窓口において承ります。
4. 自動払込(預金口座自動振替)にて会費を完納した場合、1 ヶ月以内の一定日に、会員証カードにお積立金額およびボーナス金額の合計に相当する金額を自動的に会員証カードに付与し、お買物カードとしてご利用できるようにいたします。
5. お買物カードは商品等にお引き換えするまで、盗難・紛失等には十分ご注意の上大切に保管してください。万一、災害等に見舞われた場合には、その理由が正当かつ妥当なものと認められる場合に限り、所定の手続きと期間にて再発行を承ります。
6. お渡したお買物カードは、本会が認めた場合を除き、他人への譲渡はできません。
7. 会員は、お買物カードを安全にご利用いただくために、お買物ご利用限度額を設定することができます。
8. 本会は、違法または不正な目的によるお買物カードの利用のおそれがあるときは、一時的にお買物カードの利用を停止する場合があります。

### 第 10 条 利用

お買物カードをご提示いただければ、株式会社松屋における取扱商品等のうち、お買物カードの金額(ご利用開始後はカード残高の範囲内)に相当する商品等とお引き換えいたします。お買物カードのご利用残高は、第 9 条により会員証カードにチャージした時期の早いものから順にご利用になったものとして、お買物カードの最終残高を、ご利用時に発行されます「レシート」に表示いたしますので、ご利用の都度ご確認ください。ただし、次の商品等はご利用いただけません。切手、はがき、印紙、商品券、各種ギフトカード類、タバコ、チケット類、金銀地金、掛入金、友の会の積立金の払い込みおよびその他の支払い、その他特に本会が指定したもの。詳細につきましては本会窓口にお問い合わせください。

### 第 11 条 解約等

1. この契約は、会員の申し出により、解約することができます。
2. 本会は会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知することにより、この契約を解消することができるものとします。  
(ア) 第 2 回以降の会費の払い込みについて、本会の定める期間(払込期日より 1 ヶ月)を超えて滞納されたため、本会から 20 日以上相当の期間を定め、その払い込みを書面にて催告したにもかかわらず、その期間内に払い込みいただけなかったとき。  
(イ) 入会申込書その他の届け出に虚偽の記載があったとき。

- (ウ) 本会則のいずれかに違反したとき。
- (エ) 暴力団、総会屋等またはこれらに準ずる反社会的勢力の構成員若しくは準構成員である等の関わり合いがあることが判明したとき。
3. 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消等その他本会の責に帰すべく事由によって、入会の目的を達することが不可能になった場合には、解約することができます。
4. 解約手続きは、ご本人確認のため原則として本会窓口にて行います。その際には会員証カードと会員ご本人を証明する本人確認書類が必要となります。ただしご本人が手続きできない場合、第 7 条に則り委任状等が必要となります。

## 第 12 条 解約に伴う会費の精算等

1. 会員が前条第 1 項または第 2 項により解約された時の精算は、第 1 項の解約の申し出の日または第 2 項の催告期間の終了の日から 45 日以内(この項において「解約精算期間」という)に、次の(ア)または(イ)の金額を遅滞なく本会から受領することができます。  
なお、既に払い込みいただいた会費の額を請求する権利は、解約精算期間経過後 5 年間請求がない場合には消滅するものとします。

- (ア) 積立期間満了前の場合には、既に払い込みいただいた会費に相当する額の現金。
- (イ) 積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えた後のお買物カード残高からボーナス相当額(お買物カード残額に 13 分の 1 を乗じた額)を差し引いた額の現金。(なお、この場合、会員は特典の利益を享受していただけないこととなりますので、ご了承ください。)
2. 会員が前条第 3 項により解約されたときは、次により計算した金額を、遅滞なく本会から受領することができます。
- (ア) 積立期間満了前の場合には、既に払い込みいただいた会費の額およびその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金。
- (イ) 積立期間満了後の場合には、それまでに商品券等に引き換えた後のお買物カード残高からボーナス相当分を差し引いた額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金。

## 第 13 条 営業保証金および前受金保全措置等

1. 本会は、割賦販売法に基づき、会員が払い込みいただいた会費および契約金額に相当する商品等にお引き換えされていないお買物カードの 1/2 に相当する額について、前受金保全措置を講じることが義務付けられており、次の機関と営業保証金および前受業務保証金の供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。

● 営業保証金東京法務局:

東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎

● 前受業務保証金供託委託契約の受託者:

日本割賦保証株式会社

東京都港区虎ノ門 1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル

ただし、上記機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、本会事務局まで直接お問い合わせください。

2. 本会が倒産、破産等により前条第 2 項の支払いが不能になった場合、会員は、すでに払い込みいただいた会費または商品等にお引き換えされていないお買物カードの額について、割賦販売法に基づき、第 1 項に規定する営業保証金または前受業務保証金から弁済を受けることができます。

## 第 14 条 個人情報の利用等

1. 本会は、本会則に基づき、商品の売上の取次業務および会員あての各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、会員の個人情報(入会の際に届け出いただいた氏名・住所・年齢・生年月日・e-mail アドレス・契約コース名・前受金の残高等)を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築および社内規定を策定した上で収集・利用いたします。
2. 前項により本会が取得した会員の個人情報は、株式会社松屋のプライバシーポリシーに準じ、取扱いいたします。
3. 当会のグループ会社は、会員あてに各種ダイレクトメール等で営業のご案内のため、個人情報を利用いたします。ただし、会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めることができます。  
なお、本項に定めるグループ会社とは、以下の URL に記載されている会社をいいます。  
(<https://www.matsuya.com/corp/company/group/>)
4. 会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報の開示を求めることができ、

開示請求により会員ご自身の個人情報の内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合は、訂正等を求めることができます。また、個人情報保護法上の手続き違反があった場合には、利用停止を求めることができます。

5. 各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の申し出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

松屋銀座内 友の会受付窓口

〒104-8130 東京都中央区銀座 3-6-1 電話 03-3567-1211(大代表)

## 第 15 条 反社会的勢力の排除

1. 会員は、会員が現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものといたします。

(ア)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者

(イ)暴力団準構成員

(ウ)暴力団関係企業の役職員

(エ)総会屋、会社ゴロ等

(オ)社会運動・政治活動等標ぼうゴロ

(カ)特殊知能暴力集団等

(キ)前各号の共生者

(ク)日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

(ケ)その他前各号に準じる者

2. 会員は、自ら又は第三者を利用して本会又は本会の提携先(以下、「本会等」と表記)に対し、次の各号のいずれかに該当する行為を行っていないことを表明し、かつ将来にわたっても行わないことを確約するものといたします。

(ア)暴力的な要求行為

(イ)法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて本会等の信用を毀損し、又は本会等の業務を妨害する行為

(オ) その他前各号に準ずる行為

3. 本会は、会員が第 1 項又は前項に違反していると疑われる場合には、会員証又はお買物券<お買物カード>の利用を一時停止できるものとします。また、本会は、会員に対し当該事項に関する報告を求めることができるものとし、当該事項が事実であると判明した場合又は合理的期間内に報告書の提出がない場合は、この契約を解約し、又は会員資格を取り消すことができるものとします。

4. 本会は、前項の規定に基づく利用停止、契約の解約又は会員資格の取消しに起因して会員に生じたいかなる損害についても、一切その責任を負わないものとします。また、会員が第 1 項又は第 2 項に違反したことにより本会に損害が生じたときは、本会は、会員に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。

## 第 16 条 営業地域

本会の営業地域は次のとおりとします。

東京都

## 第 17 条 本規約の追加・変更

1. 当会は、会員から事前に個別の同意を得ることなく任意に本規約を変更できるものとします。
2. 当会は、本会則の変更を行うときには、あらかじめ本会の WEB サイトへの公開その他当社が適当と判断する方法により、当該変更後の本規約および効力発生時期を会員に通知するものとします。ただし、会員の利益に適合しておりかつ軽微な変更については、公表のうえ直ちに適用することがあります。

## 第 18 条 友の会に関する相談窓口

本会に関するお問い合わせは、下記の本会各受付窓口において承ります。

● 松屋銀座内 友の会受付窓口

東京都中央区銀座 3-6-1 電話 03-3567-1211(大代表)

● 松屋浅草内 友の会受付窓口

東京都台東区花川戸 1-4-1 電話 03-3842-1111(大代表)

許可番号 経済産業大臣許可 友第 3065 号

改定:2026 年 4 月 1 日